

## 第 8 号議案

旅費条例の一部を改正する条例の件

旅費条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2 月12日提出

神戸市長 久 元 喜 造

旅費条例の一部を改正する条例

旅費条例（昭和27年 7 月条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない職員については，その住所又は居所）」を加え，同項第 3 号中「採用された職員」の次に「（本市の要請により国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となった者その他市長が定める職員に限る。）」を加える。

第19条第 1 項第 1 号ア中「船賃」の次に「，航空賃」を加える。

第26条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に，「同項」を「これら」に改め，同項を第 3 項とし，同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 任命権者は，旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には，任命権者の定めるところにより旅費を支給することができる。

附 則

この条例は，平成31年 4 月 1 日から施行する。

理 由

扶養親族移転料の規定の見直し等に伴い，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

旅費条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(用語の意義)

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 略

(2) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (常

\_\_\_\_\_を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。

時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所)

(3) 赴任 新たに採用された職員\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (本市の要請に

\_\_\_\_\_がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤地に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤地から新在勤地に旅行することをいう。

より国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員から引き続いて職員となった者その他市長が定める職員に限る。)

(4), (5) 略

2, 3 略

(扶養親族移転料)

第19条 扶養親族移転料の額は、次に掲げる額による。

(1) 赴任の際扶養親族を住所又は居所から在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_, 航空賃

及び車賃の全額並びに日当，宿泊料，食卓料及び着後手当の3分の2に相当する額

イ，ウ 略

(2)，(3) 略

2 略

(旅費の調整)

第26条 略

---

---

---

---

2 任命権者は前項の規定の統一ある適用を図るために，市長に協議して同項の規定を適用する場合に関する基準を作成するものとする。

2 任命権者は，旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には，任命権者の定めるところにより旅費を支給することができる。

3 前2項

これら